

住宅用家屋証明書の必要書類について（資産税課のみ取扱い）

R 6. 8 作成

| | 必要書類 | 家屋の種別 | | | |
|----|--|-----------------|--------------------|------------------------------|------------------------------------|
| | | 新築家屋の場合 | 建築後使用されたことのない家屋の場合 | 建築後使用されたことのある家屋の場合 | 建築後使用されたことのある家屋のうち特定の増改築等がされた家屋の場合 |
| 1 | 住民票(注1) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 登記事項証明書または 登記完了証(注2) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 建築確認済証等 (間取り図および立面図を含む) | ○ (必須) | ○ (必須) | ○ (登記上の種類が「居宅」の場合は不要) | ○ (登記上の種類が「居宅」の場合は不要) |
| 4 | 譲渡証明書または 登記原因証明情報等(注3) | - | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 家屋未使用証明書 | - | ○(原本) | - | - |
| 6 | 特定認定長期優良住宅の 認定通知書(注4) | 特定認定長期優良住宅の場合のみ | 特定認定長期優良住宅の場合のみ | - | - |
| 7 | 認定低炭素住宅の 認定通知書(注4) | 認定低炭素住宅の場合のみ | 認定低炭素住宅の場合のみ | - | - |
| 8 | 新耐震基準に適合している ことの証明書(注5) | - | - | 昭和56年12月31日以前に 建築された建物の場合 | 昭和56年12月31日以前に 建築された建物の場合 |
| 9 | 金銭消費貸借契約書等(注6) | 抵当権設定登記の場合 | 抵当権設定登記の場合 | 抵当権設定登記の場合 | 抵当権設定登記の場合 |
| 10 | 当該家屋の売買契約書等(注7) | - | - | - | ○ |
| 11 | 増改築等工事証明書(注8) | - | - | - | ○ |
| 12 | 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が 締結されていることを証する書類(注9) | - | - | - | 適用要件で必要な場合 |

(注1) 当該家屋の所在地への住民票の異動が完了しているものが必要。

未入居や従前住所を使用する場合は、現在の住民票とあわせて申立書（原本）が必要。

下記「申立書（未入居の場合・従前住所を使用する場合）」をご確認ください。

(注2) 「登記完了証（電子申請）」の場合は、登記完了証のみで対応可。

「登記完了証（書面申請）」の場合は、登記完了証に加えて登記申請書（受領証でも可）が必要。

(注3) 一宮市では取得日より前での受付はできません。

競落の場合は、代金納付期限通知書が必要。

(注4) 認定通知書については原本の提示にご協力ください。

また、特定認定長期優良住宅について変更認定通知書がある場合は、あわせてお持ちください。

(注5) 耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し、または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書のいずれかの書類が必要。

いずれも、証明（交付）年月日が、家屋の取得日以前2年以内のものが必要。

(注6) 債権が当該家屋の新築または取得のためであること。

(注7) 宅地建物取引業者から取得したこと及び当該家屋の売買価格が確認できるものが必要。

(注8) 増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）が必要。

(注9) 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書（当該家屋の取得の日前2年以内に契約が締結されたもの）が必要。

問い合わせ先
一宮市役所 資産税課 窓口担当
電話：0586-28-8965
ファクス：0586-73-9132